

消費生活 相談

Q&A

安心して利用するためのポイント ～インターネットオークション～

Q インターネットオークションの利用を検討していますが、相手の顔が見えないのでトラブルの発生が心配です。利用上の注意点はありますか。

A インターネットオークションは、オークションサイトに登録することで欲しいものを探したり、不用品を気軽に売ることができる便利なシステムです。

個人対個人で取引する場合と対事業者で取引する場合があり、対事業者の場合は義務などが定められていますが、個人



対個人の場合には適用されません。相手が個人か事業者か判別できない場合もあるので注意が必要です。

最近では、出品者と称する人から「落札者が辞退したので落札してもらえないか」と直接取引を持ち掛けられ、代金を振り込んだが商品は届かず、出品者と連絡が取れなくなったという被害が発生しています。オークションサイト上で落札者を確認できるようになっていますので、このようなメールが届いてもすぐに代金を振り込まず、まずサイトで出品者などを確認しておきましょう。

インターネットオークション利用の注意点

- ①オークションサイトの利用規約やガイドラインをよく読み、補償規約を確認する
- ②売買の記録は印刷し、保存する
- ③出品者の評価をよく確認する
- ④落札後は出品者の氏名・住所・電話番号を確認する
- ⑤前払いは避け、商品の到着を待ってから支払う
- ⑥フリーメールアドレスの相手は避ける
- ⑦エスクローサービス(商品と代金の受け渡しを第三者である企業が請け負うもの)を利用する
- ⑧取引には自己責任が伴うことを認識する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

なりた エコ ニュース

「入れない・捨てない・拡げない」 ～外来生物～

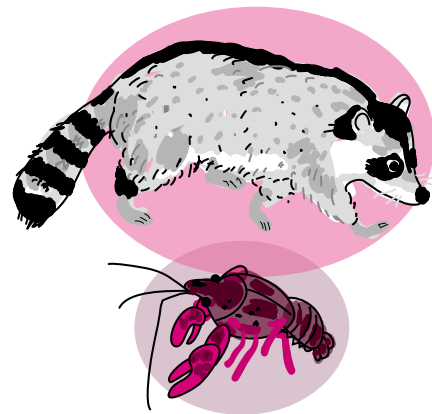
外来生物——元々はその地域に生息していなかったのに、貿易や人の移動によって外国から入ってきた生物のことです。現在、日本には2,000種類以上の外来生物がいるといわれています。

身近なものでは、シロツメクサ(クローバー)、アメリカザリガニ、ウシガエルなどが挙げられます。

大部分の外来生物は、自然のバランスの中に組み込まれ順応します。しかし、中には在来生物と競合し駆逐してしまうなど生態系を乱したり、毒を持ち人をかんだり刺したりすることで、人の生命・身体へ影響を及ぼすものや、畑を荒らしたりして農林水産業へ影響を与えるものなどがあります。

これらの被害を防止するため、平成17年6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が施行され、「特定外来生物」に指定された外来生物については、飼育・栽培・運搬・保管・輸入・野外に放つなどの取り扱いが原則禁止となりました。

市内でも100種類以上の外来生物が確認されており、飼い



切れなくなって自然に放されてしまったミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)などもいます。また、県内では防除対象のアライグマの報告例もあります。

わたしたちも外来生物に関わる際には、国の掲げる「入れない・捨てない・拡げない」という「外来生物被害予防三原則」を心にとどめ、一度飼育し始めた生物は責任を持って最後まで飼育するなど、適切な対応をしていくことが大切です。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。